申立時に必要な予納郵便切手一覧表（後見関係の主な事件について）

※この表に記載のない事件の予納郵便切手額等は、申立てをする裁判所に御確認ください。
※事件の進行次第では、更に郵便切手が必要となる場合があります。

後見関係事件

事　件　名	予納郵便切手額	券種及び枚数
後見開始	3,803　円	500×5、100×5、84×7、50×3、10×5、1×15
保佐開始、補助開始	5,303　円	500×7、100×10、84×7、50×3、10×5、1×15
後見人等選任、辞任許可	3,803　円	500×5、100×5、84×7、50×3、10×5、1×15
任意後見監督人選任	3,803　円	500×5、100×5、84×7、50×3、10×5、1×15
未成年後見人選任	3,803　円	500×5、100×5、84×7、50×3、10×5、1×15
報酬付与	84　円	84×1
居住用不動産処分	94　円	84×1、10×1
特別代理人選任（成年後見、未成年後見）	950　円	84×10、10×10、1×10
臨時保佐（補助）人選任	950　円	84×10、10×10、1×10
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	1,362　円	500×2、100×1、84×3、10×1
成年後見人の死後事務の許可	84　円	84×1

令和5年10月　千葉家庭裁判所